

名古屋市における無料低額宿泊所の現状と課題への考え方について

1 本市における無料低額宿泊所の状況

(1) 施設の現状（平成 21 年 12 月 1 日現在）

- ① 施設数 13 施設
- ② 事業者数 5 事業者
- ③ 施設定員 502 名
- ④ 入所者数 435 名（うち生活保護受給者数 409 名）

(2) 運営ガイドライン

本市においては平成 13 年 4 月 1 日「社会福祉法第 2 条第 3 項第 8 号に規定する宿泊所の届出及び運営の基準に関する指針」を施行。

（平成 15 年 4 月 1 日、同年 9 月 1 日、平成 16 年 4 月 1 日改定）

2 第 4 回検討チーム議題に対する名古屋市の考え方

(1) 無料低額宿泊施設に対する法規制について

- ① 前提として「無料低額宿泊所」の定義及び位置づけを明確にする必要がある。
- ② 無料低額宿泊所に対する規制強化と共に、無届けの無料低額宿泊所類似施設に対する規制も必要である。

(2) 事業者に対する新たな規制について

- ① 最低基準
施設によって居室状況、食事内容及び利用料の設定等に関きがあるものの、現状のガイドラインでは強制力がなく、一自治体としての指導に限界がある。設備・運営等について法令等により最低基準を明確に規定する必要がある。
- ② 金銭管理の禁止
一律に禁止することは困難。入所者からの依頼により施設側がやむなく金銭管理を行っていた事例もある。金銭管理を一律に禁止するのではなく、施設が金銭管理を行う場合の要件や、第三者がどのように関与するかを検討すべきである。
- ③ 退所に向けた支援計画の策定
無料低額宿泊所入所者の入所期間が長期化している現状を鑑み、個別の実情に合わせた退所支援計画の策定は必要であるが、施設職員に策定させることは現実には困難である。計画策定は施設が行うのではなく支援員が策定する。
入所者の退所に向けた支援を行うにあたっては、退所後の受け入れ先の確保や退所（及び自立）困難者への対応等課題も多く存在する。これらの解決策も同時に検討する必要がある。
- ④ 支援員の配置
退所支援計画に基づく支援を行う支援員の配置は必要であるが、施設側に支援員の配置を要求することは適当でないと考える。支援員はあくまで自治体に配置すべきであり、配置にはその業務内容及び資格要件を明確にする必要がある。
- ⑤ 収支状況の公開の徹底
公開すべき内容及び公開方法について基準を明確にする必要がある。

(3) 福祉事務所における取組みについて

① 訪問活動の徹底

他の居宅ケースと同様の頻度で実施している。

② 転居支援

入居者からアパート等への転居の希望があった場合で、当該者が居宅生活ができると認められる場合には、転宅後も引続き自立更生に努力することを指導したうえで、転宅費を支給することとしている。

③ 生活保護費

本人への直接支払いを徹底している。

(4) 都道府県、指定都市、中核都市の取組みについて

① ガイドラインにより、施設に対しては社会福祉法第 82 条に基づく苦情処理の解決を行うための苦情処理の機関を設置し、苦情処理にあたる外部の第三者委員を配置するとともに、入所者等からの苦情について適正な解決に努めることを規定している。

② 年 1 回、書面による状況調査及び実地調査を実施している。

(5) 未届け施設への対応

① 法的な位置づけのない施設の状況（平成 21 年 1 月 1 日調査）

- ・施設数 37 施設
- ・施設定員 1,294 名
- ・入所者数 1,066 名

《内 訳》

種 別	施設数	定員数	入所者数
1 要介護高齢者を対象とした施設	5	82	38
2 高齢者専用住宅（有料老人ホームは除く）	12	719	562
3 ホームレスを対象とした施設	7	279	276
4 アルコール依存症者を対象とした施設	3	24	24
5 薬物依存症者を対象とした施設	0	0	0
6 その他	10	190	166

② 法的な位置づけのない施設のうちホームレスを対象とした施設への対応

無料低額宿泊所の開設について、事業者から本市に事前相談があった場合は、事業者に対して本市ガイドラインに基づく届け出及び運営を行うよう指導しているものの、未届けのまま施設を開設する事業者もある。理由としては以下の点が挙げられる。

- ・現状では未届けのまま同様の施設を開設できるのに加えて、無料低額宿泊所に対する補助金交付等の財政的な支援もないため、事業者にとって届け出るメリットがほとんどないこと。
- ・本市では、ガイドラインにおいて無料低額宿泊所の設置に際し、定員 30 名以上の場合は地域住民（町内会、自治会等）から開設に関する同意書を得ることを条件としているが、多くの事業者にとってその条件を満たすことが困難であること。

③ その他法的な位置づけのない施設への対応

施設が有料老人ホームや障害者グループホーム等の施設に該当する場合は、担当部局に情報提供を行った。